

## 〔社団法人デジタルメディア協会〕

社団法人デジタルメディア協会(略称:AMD)は、デジタルコンテンツの制作者、及びその提供者を中心に構成される団体であり、今回の意見募集に対しては、コンテンツ・サービスプロバイダーを含む、広義の上位レイヤーの視点から本意見書を提出する。また、当協会は「IP化」に関して、基本的にはその意義を十分に認識しているが、それは「IP」というテクノロジーそのものに対するものではなく、次のような点に関してその意義を認識しているということを述べておきたい。

まず、第一に「IP」が中間レイヤーにおいて水平的にその機能が定義されている存在であるということ、つぎにその存在が結果的に広く普及しているものであるということ、である。本意見書における「IP化」の進展の意義に関してはこのような捉え方をしている。

### (1) IP化の進展がネットワーク形態に与える影響

IP化の進展は、ネットワーク形態に影響を与えられようが、PSTNとIP網の並存が相当期間継続するものとするか、それともIP網への移行が加速的に進展する可能性があるかとするか。

技術的な潮流、必然性などの観点からすると、IP網への移行が加速的に進展する可能性はあると考えている。また、通信の分野が持つグローバルな性質から見ても同様に考えている。

コンテンツ・サービスプロバイダーから見ると、IPの下位に電話回線、CATVケーブル、光ファイバー、無線LANなど様々な搬送路があり、それらの搬送路の種別を問わずにエンドユーザに対して、多様な経路で多様な利用シーンに合わせて、自らのコンテンツ・サービスを提供することができる形態になることは大変望ましいと感じている。

また、物理的なネットワーク構造(バックボーン系、アクセス系)は、例えば、P2P(Peer to Peer)通信等の新たな通信形態の登場に伴って影響を受けられようか(例えば、ネットワークの統合化の進展の可能性、地域アクセス網のボトルネック性に与える影響、片方向(下り)から双方向(上り・下り)へのブロードバンド化の進展等)。

新しい通信技術、通信形態は物理的なネットワーク構造にも変化をもたらすと考えている。

コンテンツ・サービスプロバイダーから見ると、ネットワークの統合化というよりも、ワンストップで多様なネットワークを利用できる形態が望ましいし、リッチコンテンツをP2Pネットワークによって提供しようとする場合などは、双方向での広帯域化が望ましい。

その他、IP化の進展がネットワーク形態に与える影響として、どのような事項が考えられるか。

従来はコンテンツ・サービスとネットワークが1対1で結びついてきた場合が多かったわけだが、原則としてIP化の進展はこれをアンバンドルしていくと考えられる。

一方、水平にアンバンドルされた場合でも、上位レイヤーのビジネスを展開する上で非常に重要な機能を提供するプレイヤーが、いずれかのレイヤーに存在することになる。これらの存在も含めてより多様なコンテンツ・サービスが活性化するためのネットワーク形態を検討していただきたい。

## (2) IP化の進展が電気通信市場構造に与える影響

IP化が進展し、音声、データ、映像を統合した多様なサービス提供を可能とし、またP2P通信の登場など新たな通信形態が登場することにより、電気通信市場構造にどのような影響があると考えられるか(例えば、通信市場への参入の容易化がプレイヤー間競争に与える影響、レイヤー縦断型のビジネスモデルに与える影響、固定・移動サービスを統合した新たなビジネスモデルの登場の可能性、通信サービスの単位当たり収入の減少が電気通信事業者の収益構造に与える影響等)。

多様なビジネスモデルの登場、新規プレイヤーの参入などの可能性が想定され、従来からの電気通信市場の産業構造が変化していくと考えられる。

従来からの、エンドユーザと通信事業者の2プレイヤーだけを想定した電気通信市場構造の認識から、エンドユーザ、通信事業者、コンテンツ・サービスプロバイダーからなる3プレイヤーモデルによる市場構造であるという認識への転換を行なっていただきたい。当然のことながら、電気通信事業法においてもコンテンツ・サービスレイヤーの位置づけをすることが非常に重要であり、多様で良質なコンテンツ・サービスの活性化を推進するためのルールづくりが急務である。

その他、IP化の進展が電気通信市場構造に与える影響として、どのような事項が考えられるか。

一方、国民生活・社会産業活動の基盤としての通信ネットワーク、及びその提供者に対して、高度な機能の提供を求める期待が発生すると考えられる。例としては認証、セキュリティなどである。

モバイルインターネットの分野において、コンテンツ・サービス分野が活性化した大きな理由として、通信事業者が提供する、料金回収代行機能、ユーザ・端末認証機能、セキュリティなどの高度な機能を挙げることができると考えているが、これらの機能の提供に関するルール整備が非常に重要、かつ急務である。

また、各種認証や信頼性の確保などに関しては、ある程度公的で第三者的な機能を社会全体として保有する方法論を検討するべきではないか。

## (3) IP化の進展が競争環境整備の在り方に与える影響

電気通信事業分野における競争促進策として、引き続き、設備競争とサービス競争を同時に促進していくという方針で対処していくことよいか。

**原則として設備競争とサービス競争を同時に促進していくという方針でよいと考える。**

IP化の進展に伴い新規性のある技術が多数登場し、多様なサービス提供が実現していくことが期待される中、競争政策として、競争中立性・技術中立性を確保する観点からどのような点に留意していくことが必要と考えられるか。

**新規性のある技術の開発、多様なサービス提供の実現を妨げないようなオープンな市場環境を整備することが重要であると考えられる。公正競争環境が保たれているかどうかという判断を、従来の判断基準から変更する必要があると指摘したい。例えば、最終的な価格などに表われる競争状態の監視だけでなく、技術開発等の競争の側面も重視すべきである。特に支配的な地位を獲得した事業者が、新規参入または革新的な企業によるイノベーションの芽を摘むような行為をしないように監視をすべきである。**

現行の競争の枠組みについて、IP化の進展により見直しが必要となる事項としてどのような事項が考えられるか(例えば、支配的事業者の指定に係る市場の画定の在り方、料金規制・接続ルールに与える影響、技術基準の在り方、消費者保護の観点から留意すべき事項等)。

**IP化の進展により、各レイヤーにおける多様なビジネスの登場が期待されるが、その際、あるレイヤーにおいて支配的な立場を獲得した事業者が他のレイヤーでビジネスを展開する場合のルールを整備する必要性があると考えられる。その場合、「ボトルネック」に対する認識を変更することが非常に重要である。従来のような「不可欠設備」だけでなく、他のレイヤーの事業者がビジネスを展開する上で必要不可欠な機能も、広く公正に提供されるようなルールが必要である。例としては、各種認証、課金機能、電話番号などを挙げるができる。**

その他、IP化の進展が競争環境整備の在り方に与える影響として、どのような事項が考えられるか。

**中間レイヤーに位置するプレイヤーに関するルール整備が必要である。従来ではこの中間レイヤーに対する位置づけが未整備であったと考えているが、今後、このレイヤーの在り方が非常に重要である。コンテンツ・サービスレイヤーの活性化を図るためにもこれらの中間レイヤーのプレイヤーが保有する機能が広く、公正に提供されるようなルールを整備する必要があると考える。**

#### (4) その他検討すべき事項

上記(1)～(3)の他、IP化(又はブロードバンド化)の進展に伴って検討が必要となる事項として、どのような事項が挙げられるか。

情報通信新時代においては、高度なサービス、多様なサービスの登場に向けて社会全体として基盤的な機能を保有する必然性が生じると想定しているが、それがどのように提供され、どのように運用されるのかなどを検討することが必要になると考えられる。